

対面的対話議事録（対話結果）

No.	書類名	頁	項目	個別対話事項	個別対話事項の内容	回答
1	要求水準書	3	I 8(3)イ	交付金関連	交付金申請段階で必要となる資料はどのような資料でしょうか。初年度については、詳細設計前の段階となるため、どの程度の内容となるでしょうか。	令和8年度に竣工を予定する学校の交付金申請は、令和7年5月初旬に行われる見込ですが、当該時点までに対象校及び1校ごとの概算事業費の情報が必要です（内容としては、金額に修正がない前提で、入札時に提出いただく様式5-3で充足しております）。一方で、図面や設計内訳書といった資料は当該段階で求められることはないため、設計完了時点で随時ご共有ください。
2	要求水準書	6	I 14(2)	完成検査の立ち合いについて	札幌市側の完成検査立会いについては必要に応じて記載ありますが、どのようなケースを想定されておりますでしょうか。 一ヶ月以内にまとめて30校程度を引き渡す工程とした場合、万が一全校立会いが条件では日程等の調整も難しく、早期引き渡しとして想定していた工程が守れなくなる恐れもある為、どのようなお考えかご教示ください。 ※入札説明書に完成確認が完了した月の末日が所有権移転日と記載あり	電気設備に関しては、工事写真にて十分な確認が可能な場合には、全校立会いは想定しておりません。 機械設備に関しては、各校代表居室の検査を実施予定です。引渡しの遅延がないよう、事業契約書（案）第52条に定める中間検査を実施するなど、個別協議を行うものとします。
3	要求水準書	9	II 3(1)ウ	導入機器の選定について	今回9.0kWの機器を採用する部屋は、ルームエアコンを採用することも想定され则认为ますが、グリーン購入法に対応したルームエアコンのラインナップが各メーカー無い場合、業務用エアコンの選択肢のみになるという理解でよろしいでしょうか。	札幌市グリーン購入ガイドラインに基づき機器を選定してください。
4	要求水準書	9	II 3(1)カ	冷房設備に関する一般的要求	引抜試験は、全個所ではなく、抜き取りで良いでしょうか。	問題ありません。施工段階にて個別協議とします。
5	要求水準書	9	II 3(1)カ	冷房設備に関する一般的要求	室外機をスライドブロックにおいて設置する場合、アンカーの構造計算は不要でしょうか。	計算書は不要です。なお、スライドブロックを使用する場合は、事業者にて別途転倒防止対策を図ることとします。
6	要求水準書	9	II 3(1)サ	騒音に係る規制基準値	騒音値の確認については、本事業で設置した機器以外の影響をどのように考慮するべきでしょうか。	可能な範囲で対象外の機器を停止し、規定値を超える場合、児童・生徒等がいない時間帯等での再測定や暗騒音補正を行う等、適宜対応の検討を可とします。
7	要求水準書	10	II 3(1)ツ	冷房設備に関する一般要件について	実施方針等に関する質問回答（要求水準書（案））No.22の回答で「従来手法にて先行発注している工事仕様書を参考に、機器を提案することは否定するものではありません。」と回答を頂いておりますが、機器選定の計算書の借用は可能でしょうか。	従来手法による先行発注においては、9kW/64㎡の基準を定めており、個別の機器選定計算は行っておりません。なお、従来手法における機器選定資料について、複数のサンプルを公表します。
8	要求水準書	10	II 3(1)ツ	冷房設備に関する一般要件について	要求水準未達にならないように機器選定の計算を行うと、従来手法により先行発注している機器よりも大きな設備が必要となると考えられる。従来手法により先行発注している標準仕様を参考に同様の機器を機器選定した場合に要求水準未達とならないか。要求水準未達か否かの判断にて入札参加者間でぶれが生じる可能性はないか。	実施方針等に関する質問回答（要求水準書（案））No.22の回答で「従来手法にて先行発注している工事仕様書を参考に、機器を提案することは否定するものではありません。」と回答しているとおり、従来手法により先行発注している標準仕様を参考に同様の機器を機器選定した場合は、要求水準未達とはなりません。

No.	書類名	頁	項目	個別対話事項	個別対話事項の内容	回答
9	要求水準書	10	Ⅱ 3(1)ツ	冷房設備に関する一般要件について	要求水準書には、標準的な諸室において64㎡で9kw以上とあるが、標準的な諸室以外（64㎡以上となっている職員室や64㎡以下となっている校長室）においても従来手法により先行発注している標準仕様を示していただくことは可能でしょうか。	No.7を参照してください。
10	要求水準書	10	Ⅱ 3(1)ナ	感知器の移設について	消防法令上の離隔距離（吹き出し口から1.5m以上）は確保する前提ですが、そのうえで発生した誤報についても、事業者によって移設する必要があるのでしょうか。	離隔距離はあくまでも法規則上のものであり、実運用上に問題がある場合は、事業者にて移設願います。
11	要求水準書	11	Ⅱ 3(1)ヘ	冷房設備に関する一般的要求	「コンクリート壁の貫通は構造上支障のないように施工」と記載されていますが、鉄筋探査機のみ使用で宜しいでしょうか。	多数の施設への施工のため、統一的にこの手法のみでよいと回答することは難しく、構造上支障が出ないよう必要な調査を実施することとします。また、支障を与えた際は事業者負担にて補修することとします。
12	要求水準書	12	Ⅱ 3(4)ウ	変圧器の交換・増設について	屋外に空調用の新設キュービクルを設置することを可として頂けませんか。	屋外設置を可とします。
13	要求水準書	12	Ⅱ 3(4)ウ	変圧器の交換・増設について	原則事業者の提案場所に設置させて頂く、又は、事業者と合意ができた場合のみ設置場所を変更可として頂けませんか	新設キュービクルなどの設置位置について、まずは事業者の提案場所に設置することを前提に進める予定ですが、変更要望があった場合は、市及び学校と協議の上、双方の合意を図りながら進めるものとします。
14	要求水準書	12	Ⅱ 3(4)ウ	変圧器の交換・増設について	トップランナー基準に基づいて、変圧器を交換する場合、新しい基準の設備は既設モデルより大きく、既存設備に収まらない可能性が想定されます。これは法令の改正に伴うリスクという認識を持っていますが、その解釈で問題ないでしょうか。	現時点では想定することが不可能のため、現行モデルの設備を計画してください。状況に応じて、本件がサービス対価の改定の対象になるかなどについては個別協議を行うことを想定しています。
15	要求水準書	12	Ⅱ 3(4)オ	変圧器増設について	トランスの取替要否の検討にあたり、融雪電力契約の対象校のリストを提供いただくことは可能でしょうか。	参考資料として掲載します。
16	要求水準書	12	Ⅱ 3(4)ク	PCB含有の変圧器取替について	既設変圧器のPCB含有分析費用は個別協議、運搬費および処分費は市という認識でよろしいでしょうか。また、分析費用について個別協議で考慮される要因は何でしょうか。	PCB含有に係る既設変圧器の運搬費および処分費については、市負担で行います。PCB含有分析については、既にすべての変圧器について調査済みと認識しており、基本的には発生しない見込みでありますが、万が一発生する場合の費用については、個別協議とします。
17	要求水準書	13	Ⅱ 3(6)イ	ドレンについて	ブラケットを使用して室外機の壁付設置を検討する場合、既設室外機においては室外機下部ドレンは設置せず、自然放流の仕様になっておりますが、同様の仕様としてよろしいでしょうか。	原則としてはお見込みのとおりです。ただし、下部が犬走等で、ドレン排水により、苔の発生等が懸念される場合かつ児童・生徒の往来が容易に予想がつく場所については、ホース等で近傍の側溝まで配管をお願いします。従って、当該懸念がある場合には、市担当者との協議事項とします。
18	要求水準書	13	Ⅱ 3(6)ウ	冷房設備に関する一般的要求	「X線撮影等で壁・床配筋を確認のうえ、切断しない様に施工」と記載がありますが、No.11と同様に躯体厚みによっては鉄筋探査機のみでも宜しいでしょうか。	No.11を参照してください。
19	要求水準書	13	Ⅱ 3(6)ウ	冷房設備に関する一般的要求	鉄筋の切断がなければ手法は問わないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	書類名	頁	項目	個別対話事項	個別対話事項の内容	回答
20	要求水準書	14	Ⅲ 1 (4)	技術者専任について	主任技術者または監理技術者について、同時期に施工する現場を掛け持ちすることは可能でしょうか？	関連する法令等に従ってご判断ください。 なお、提案される施工体制等を確認し、契約協議段階にて判断します。
21	要求水準書	16	Ⅲ 3 (7)	①近隣からの苦情について ②住民対応リスク ③市と協議して決定した内容	近隣からの苦情については、苦情内容が必ずしも本事業が原因と断定できないまたは複合要因である可能性があると考えます。またエスカレートした場合については事業者の責任範囲を超えるケースも想定されます。 事業者の責任範囲は法令上の必要な範囲までとし、それ以上の対応が必要となった場合には、協議のうえ市の負担で実施いただけるものでしょうか。	近隣からの苦情があった場合には、個別協議とします。市が事業者の責任範囲を超えるものと判断した場合には、対応について市が負担するものとします。
22	要求水準書	21	V	所有権移転の対象校について	施工業務は各校をグループに分けて、グループ毎に実施しますが、完成確認や所有権移転はグループ内の全ての学校の竣工後の一括移転ではなく、完了した学校から毎月（令和7年度、令和8年及び令和9年の4月5月除く）実施できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	要求水準書	21	V	所有権移転の対象校について	所有権移転月に完成確認が集中することが見込まれるが、事業者側として行政の手続き期間がどれくらい必要なかが考慮できない。評価項目となっているため、令和8年6月末及び令和9年6月末までの所有権移転においては、事業者がいづまに検査申告をすれば所有権移転に間に合うと判断すれば良いのか教えていただきたい。入札参加者間で差があると評価点に影響するため、締切日などの基準日を示していただけないか。	事業契約書（案）第57条に記載のとおり、本市は完成届を受領した日から14日以内に完成の確認を行うこととしています。従って、特定の月の末日時点での所有権移転を希望する場合、当該月の末日の13日前までに完成届を提出してください。
24	要求水準書	21	V	所有権移転の対象校について	特定の月に完成確認を行う学校が集中することを考えると、仮に半月前に検査申告しても所有権移転が間に合わない場合があるのではないかと。また、その場合におけるペナルティは避けたいと思っているが、なにかしらのペナルティは発生しないのか。	当該ペナルティは規定していません。一方で、事業契約書（案）別紙6-4のとおり、事業者の責により所有権移転が遅れた場合、当該対象校サービス対価改定を認めない規定をしています。
25	要求水準書	21	V	所有権移転時期について	サービス対価の支払いを令和8年度からとする前提で、令和7年度に完工する学校について、所有権移転を令和7年度から順次行うことはできないでしょうか。	令和7年度に交付金を受領することができないため、令和8年度の6月以降に竣工及び所有権移転を行っていただく必要があります。
26	要求水準書	21	V		令和7年度の夏季等、所有権の移転前に冷房設備ご使用になる状況は想定すべきでしょうか。	所有権移転前の使用は想定していません。
27	要求水準書		別紙3	提出書類一覧	提出書類ですが、電子データでの運用とさせて頂きたいと考えておりますが可能でしょうか	電子データの活用は可としますが、本市のセキュリティ上の制約があるため、手法については個別協議とします。

No.	書類名	頁	項目	個別対話事項	個別対話事項の内容	回答
28	落札者決定基準	8	②(2)ア	所有権移転完了について	所有権移転月に完成確認が集中することが見込まれ、「令和8年6月末までに所有権移転完了学校数に応じて評価点を以下のとおり配分する。」及び「令和9年6月末までに所有権移転完了学校数に応じて評価点を以下のとおり配分する。」に大きく関わります。完成確認が集中した場合、完成確認に必要な工事完成図書を提出することを以て、所有権移転が完了したものとみなして頂けますでしょうか。	法令に反する取扱いとなるため不可とします。
29	様式集	4	2(7)	事業提案書提出方法について	「様式6-1「要求水準チェックリスト」及び様式9-1～様式9-3「空調設備計画書」は事業提案書参考資料として別冊にしてください。」とありますが、この「別冊」はA4のファイルに綴じ込むのでしょうか。A4のファイルにすると、200枚近いA3用紙をZ折で折り込む必要があり、非常に嵩張ってしまうのですが、A3ファイルを使用してもよろしいのでしょうか。	別冊はA3で構いません。
30	様式集	4	2(7)	事業提案書提出方法について	A3ファイルが可能とあるが、様式6-1「要求水準チェックリスト」はA4になるため、A3ファイル事業提案書参考資料ではなく、様式7-1～7-8及び様式8-1～8-9の事業提案書に入れ込むことはできないか。	原案のとおりとします。
31	様式集	4	2(13)	添付書類について	「正本以外の提案書類の中にロゴマークを含め企業名を記載する場合、企業名がわかる部分（住所等含む）を黒塗りのうえ提出してください。」とありますが、この場合の「企業名」というのは、構成員等以外の企業名も含むとすると、関心表明書や業務確約書を添付する場合、取得先の企業名も黒塗りすることとなりますが、その理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、住所の黒塗りに関しては、市町村名など企業が特定できない範囲までの記載を認めます。案件名についても同様とします。
32	様式集	4	2(13)	提案書内容について	ご指定の様式だと提案書の多くが黒塗りとなり、提案書として読みづらくすることが想定されます。正本と副本があるが、正本においても企業A、企業Bなどの記載とし、正本のみに対応表をつけるという方法で記載してもよいでしょうか。	民間事業者の提案に委ねますが、略称を用いることは否定しません。なお、少なくとも正本には企業名を記述してください。
33	様式集	5	4(1)	電子データの提出について	「電子データをCD-R又はDVD-Rに保存し、入札説明書に記載の要領で提出すること。」とありますが、正本のデータを保存した1部を提出すればよろしいでしょうか。	正本及び副本のそれぞれを格納し、提出してください。
34	様式集	48	様式9-2	様式9-2の評価方式について	様式9-2は評価点数がありませんが、どのように評価されるのでしょうか。また、どのような項目があると評価へ繋がりがやすいのかご教示願います。	当該様式は落札者決定基準の性能審査項目②(4)の審査時などにおいて、参考資料として用いることを想定しています。

No.	書類名	頁	項目	個別対話事項	個別対話事項の内容	回答
35	基本協定書 (案)	3	第4条 事業の出資者	出資者について	SPCを設立する場合、基本協定書3頁の第4条第3項に「代表企業及び構成企業以外の出資者とともに、別紙2の様式及び内容による出資者誓約書を市に提出する。」とありますが、構成企業や協力企業として参加表明をしていない企業が出資を行う場合、他案件の事例と同様に、「その他出資者」という名称で参加ををするとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりであり、構成企業や協力企業として参加表明をしていない企業が出資を行う場合には、「その他出資者」として出資者誓約書に詳細を記載し、提出してください。
36	事業契約書 (案)	3	第9条 契約の証金	契約保証金の金額について	事業契約書3頁の第9条第3項の規定では、契約保証金額を契約金額の1/10以上とされておりますが、本件は通常の公共施設のPFIと異なり空調設備であるため、事業者が履行すべき各施工年度での整備業務分に対する部分を対象としていただく修正をお願いできますでしょうか。 なお、最近の他事例（大型空調PFI）では「当該事業年度施工分及び翌事業年度施工分の設備整備費相当額の合計額の10%相当額以上の金額」と規定されております。多くの地元施工企業の参加を検討しており、本事業への参加の障壁とならないよう、例えば、当該事業年度施工分の10%として頂きますようお願い申し上げます。	原案のとおりとします。
37	事業契約書 (案)	18	第58条 市による完成確認	令和7年度分工事の完成確認について	令和7年度の完成工事分について、令和8年度に所有権移転をする以前に、貴市より完成時点で完成確認または検収をしていただき、譲渡承諾書をいただくことは可能でしょうか。	交付金要件を満たさないため不可とします。
38	事業契約書 (案)	18	第58条 市による完成確認	令和7年度分工事の完成確認について	部分検査確認書や中間検査確認書などの市からの書類が必要となるがいただくことは可能か。	事業契約書（案）第52条に基づく中間確認の実施により6月期に想定される検査等のひっ迫を解消することを想定しています。具体的な内容は協議により定めるものとしますが、中間確認書等は必要に応じて交付可能と考えます。
39	事業契約書 (案)	18	第58条 市による完成確認	令和7年度分工事の完成確認について	万が一、地震等の不測の事態が生じた場合、どのような対策をとることを考えているか。	事業契約書（案）第41条に基づき、本市の責めに帰すべき事由による所有権移転の遅延については、本市がリスクを負担します。
40	事業契約書 (案)	19	第60条 跡請保証	跡請保証について	当事業において、跡請保証はどのような内容を想定されているでしょうか。	施工内容について、融雪後の出来形に変動の恐れがあると認められる場合（積雪期間中の屋外施工など）に適用する可能性があります。現時点では想定しておりません。
41	実施方針時質疑 回答	-	要求水準書(案)側 No.23	対象室形状ごとの室内環境について	実施方針段階の質疑回答(要求水準書側No.23)のケースにおいて、廊下側の壁等の明確な区切りが無い教室の空調については、室内環境の保証が難しい為、廊下等からの外因と判断される影響を受けた室内環境については、要求水準書の室内温度条件から外れても宜しいでしょうか。	区切りがある想定で設計され、選定された機器で当該ケースの場合は、許容の範囲とします。
42	実施方針時質疑 回答	-	要求水準書(案)側 No.30	フェンス・防球対策の有無について	従来手法による先行発注においては、室外機が雪に覆われて位置が特定できなくなる場合に備えてどのような対策を実施されていますでしょうか。	従来手法による先行発注において、当該対策は実施しておりません。

No.	書類名	頁	項目	個別対話事項	個別対話事項の内容	回答
43	実施方針時質疑回答	-	要求水準書(案)側 No.37	アスベストのレベル1について	実施方針段階の質疑回答(要求水準書側No.37)にアスベストについて記載ありますが、レベル3のアスベストについては今回工事にて費用想定がある程度可能ですが、レベル1、2の除去が必要な学校については別途工事と考えて宜しいでしょうか。作業規模、金額の想定がかなり難しいです。また、レベル1、2除去作業優先となる為、工程遅延が発生した際のリスクは市側にあるものと考えて宜しいでしょうか。	アスベストのレベル1、2が想定される天井部の施工については可能な限り避けるなど、施工方法の工夫を検討してください。やむを得ず、レベル1、2アスベストを取り扱う場合、除去を含めて事業範囲内としますが、市が想定を超えるものと判断した場合には、個別協議とします。事業範囲内としている状況においては、工程遅延がないように事業内にて工程監理を対応願います。
44	実施方針時質疑回答	-	要求水準書(案)側 No.49	教室移動等の運用について	平日工事を行う場合は授業変更や生徒の教室移動等の調整も本事業においては協力いただけるとあるが、直接発注側の空調整備工事では現在どの様に教室等を移動していただき、施工を進めているのでしょうか。本事業の参考とたく、ご教示願います。	直接発注側の空調整備工事では、各学校に余裕教室等（工事施工中に児童・生徒が一時的に移動可能な教室（特別教室を含む））の有無を確認し、移動可能な余裕教室等があれば、事前に施工日時を伝えて移動させる対応をしています。
45	実施方針時質疑回答	-	要求水準書(案)側 No.49	教室移動等の運用について	提案時に想定していたスケジュールで工事を行おうとするときに学校側との調整が困難である場合はどのような対応になりますでしょうか。	学校側に非現実的な協力を求めるような提案は認められませんが、現実的な提案が行われた前提で、学校側が工事の調整に非協力的な場合など調整が難航する際は、教育委員会が調整に協力します。
46	様式集に関する質問回答書	-	様式集に関する質問回答書（No.1）	提案書用別紙について	様式集に関する質問回答書（No.1）に関心表明書や業務確約書等の記載がありますが、同様に提案書記載内容の根拠・説明資料として別紙を添付することは可能でしょうか。	提案書記載内容の根拠となる資料に限り、添付資料として最低限の提出を可とします。
47	様式集に関する質問回答書	-	様式集に関する質問回答書（No.1）	提案書説明用別紙以外の資料添付について	様式集に関する質問回答書（No.1）に関心表明書や業務確約書等とありますが、こちらを提出することで評価が変わりますでしょうか。業務確約書がある方が評価されるのであれば検討します。	評価項目は落札者決定事項のとおりです。 なお、評価は選定委員会が行うものであり、市が評価するものではありません。
48	その他				SPCを設立する場合、資本金の金額について制約はあるでしょうか。	資本金の金額に制約はありません。